

特命随意契約理由書

697

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (10月分)   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。  |
| 選定理由             | (1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。<br>(2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。<br>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 千代田区リサイクル事業協同組合<br>住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1  |
| ※契約年月日           | 令和3年9月7日   |
| ※契約金額            | 1,791,850 円 (消費税を含む) ※支出限度額 (単価契約)   |
| 契約期間             | 令和3年10月1日から令和3年10月31日まで  |
| 担当課              | 千代田清掃事務所   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

704

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 錦華公園修正設計等業務（第 727 号）   |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他  |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 錦華公園改修整備に向け、隣接するお茶の水小学校・幼稚園の整備内容の変更を踏まえ、既存成果を修正し、公園工事の発注に必要となる資料作成を目的とする。また、ユニットトイレ・パーゴラ等の施設整備にあたり必要となる建築確認申請等の手続きや調整を行うものである。 |
| 選定理由             | 本業務は、令和元年度より実施している「錦華公園整備検討業務（第 717 号）」に続き、改修整備に関する修正設計を行うものであるため、既設設計業務と密接不可欠の関係にある。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。           |
| 契約の相手方           | 社 名：株式会社建設技術研究所 東京本社<br>住 所：東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番 1 号  |
| ※ 契約年月日          | 令和 3 年 9 月 8 日   |
| ※ 契約金額           | 5,280,000 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日 から 令和 4 年 3 月 31 日  |
| 担当課              | 環境まちづくり部 道路公園課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

719

|         |  |
|---------|--|
| 件名      | アーティスト・イン・レジデンス事業に係る運営業務   |
| 種類      | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所    |  |
| 概要      | 本事業は、アーティストに区内の施設に滞在してもらい、アーティストとの共同制作やワークショップなどを通じて、区民等に文化芸術を身近に触れてもらう機会を提供する事業である。   |
| 選定理由    | <p>アーツ千代田 3331 は、文化芸術を身近に触れてもらう機会を区民に提供するとともに、アーティストが区民や地域との交流を深め、活動・発表の場を提供する役割を担っている。また、様々な文化芸術を国内外に広く情報発信し、芸術活動の担い手を育成する活動も推進しており、開設当初からアーティスト・イン・レジデンス事業を実施してきた。</p> <p>下記業者は、本施設での文化芸術事業の実施及び施設の第2期運営団体として選定されており、平成27年1月にちよだアートスクエアの運営に関する協定書を締結しており、本施設においてアーティスト・イン・レジデンス事業を実施できるのは下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方  | <p>名称 合同会社コマンドA</p> <p>住所 千代田区外神田6-11-14</p>   |
| ※ 契約年月日 | 令和 3 年 9 月 1 日   |
| ※ 契約金額  | 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間    | 契約締結日の翌日から令和4年3月31日  |
| 担当課     | 文化振興課  |
| 根拠規程    | 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

687

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 源泉徴収票の電子化に伴う人事情報総合システムの改修業務  |
| 種類               | 委託   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 源泉徴収票を電子化するに当たり、人事給与システムのデータを抽出して、勤怠管理システムに連携し、参照できるようにするため、人事情報総合システムを改修する。   |
| 選定理由             | 本件は、人事情報総合システムの特許権、著作権及びその他の排他的権利を有するシステム開発者のみが行うことのできる改造、再構築であり、同一の開発者以外の者にプログラム改修等を履行させた場合、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。<br>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 法人名：富士通 Japan 株式会社<br>所在地：東京都港区東新橋 1-5-2   |
| ※ 契約年月日          | 令和 3 年 9 月 1 日   |
| ※ 契約金額           | 2,239,600 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和 4 年 1 月 31 日まで  |
| 担当課              | 政策経営部人事課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 全庁 LAN 端末追加に伴う設定作業等業務（追加 8 台）  |
| 種類               | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物 品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 本区で導入している全庁 LAN 端末が、職員の増員等の影響で台数が枯渇しており、庁内の業務に支障をきたす恐れが生じている。<br>そのため、法定調書作成専用としていた端末を、全庁 LAN で使用できるよう設定作業等を委託する。  |
| 選定理由             | 下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。<br>本業務は、法定調書作成専用としていた端末を、全庁 LAN 環境で使用するための設定作業であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。<br>以上の理由により、全庁 LAN システム等の運用保守業務を行っている下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 会社名 東日本電信電話株式会社 東京事業部<br>所在地 港区港南 1-9-1  |
| ※ 契約年月日          | 令和 3 年 9 月 16 日  |
| ※ 契約金額           | 4,794,625 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和 3 年 11 月 30 日   |
| 担当課              | 政策経営部 IT 推進課   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

718

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 第17回ちよだ文学賞の記事掲載及び要項等配布業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 第17回ちよだ文学賞の作品募集を周知するため、読売新聞に記事を掲載する。また関連施設で要項等の配布を依頼する。  |
| 選定理由             | <p>ちよだ文学賞は、「千代田区文化芸術プラン」に基づく主要事業の一つであり、広く文学賞応募作品を募集するためには、できる限り多くの人の目に触れる機会を設ける必要がある。また、小説講座の受講者等にも周知するため、カルチャーセンター等でのPRも効果的である。</p> <p>読売新聞社は、ちよだ文学賞を共催しており、日刊新聞の中で最大の発行部数を誇っていることから、同紙に記事を掲載することは、本事業の広報活動及び作品を募集するうえで非常に効果が高い。また、系列会社のカルチャーセンターも、東京都及び近県で16か所を有しており、利用者も多く、文学賞作品応募者や区民への周知効果が高い。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定される。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p> |
| 契約の相手方           | <p>名称 株式会社読売新聞東京本社</p> <p>住所 千代田区大手町1-7-1</p>  |
| ※ 契約年月日          | 令和 3 年 9 月 16 日  |
| ※ 契約金額           | 500,000 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和4年2月28日  |
| 担当課              | 地域振興部 文化振興課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1742

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 合同子ども会劇団公演業務   |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託 その他   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 幼稚園、こども園、保育園に通う5歳児を対象にした観劇会を実施し、児童の豊かな情操を養う。   |
| 選定理由             | ① 公演を委託する団体の条件としては、5歳児を対象とした内容の演目が提供でき、かつ希望する公演時間（1時間程度）で実施可能であること。<br>② 担当教諭が、3つの劇団の6つの公演を下見し、その報告を基に上記①の条件を満たせるかどうか、また、子ども会を実施する会場での上演が可能かどうかを、幼稚園、こども園、保育園全園で評価、検討した結果、下記劇団の演目を採用することに決定した。上記の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称： 劇団かかし座<br>所在地： 神奈川県横浜市都筑区南山田町 4820-1   |
| ※ 契約年月日          | 令和3年9月28日  |
| ※ 契約金額           | 823,394 円（消費税を含む）  |
| 契約期間             | 契約締結日の翌日から令和3年11月16日（火）まで  |
| 担当課              | 学務課  |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

751

|                  |  |
|------------------|--|
| 件名               | 九段中等教育学校 学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借 (再リース)  |
| 種類               | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事<br>物品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)   |
| 工事場所<br>(工事案件のみ) |  |
| 概要               | 学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借業務  |
| 選定理由             | 下記事業者は、九段中等教育学校の学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借契約 (27 千中等シ発第 51 号、契約期間：平成 29 年 9 月 15 日～令和 3 (平成 33) 年 9 月 14 日) の落札業者である。4 年のリース期間が終了したが、次年度リプレースすることから、賃貸借物件を再リースし、引き続き使用する。<br>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方           | 名称 日通リース&ファイナンス株式会社東京支店<br>住所 東京都港区海岸 1-14-22  |
| ※ 契約年月日          | 令和 3 年 9 月 15 日  |
| ※ 契約金額           | 2,394,744 円 (消費税を含む)   |
| 契約期間             | 令和 3 年 9 月 15 日から令和 4 年 9 月 30 日   |
| 担当課              | 九段中等教育学校 経営企画室   |
| 根拠規程             | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号  |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。